公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５８号
北海道夕張市清水沢清陵町51番地
債務者　相澤　弘治
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第７５号
北海道岩見沢市９条東５丁目１番地15
債務者　秋浜　朋子（旧姓三野）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２５３号
岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地100番地７
債務者　和田　豊太
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３０９号
盛岡市館向町25番21号　館ハウス102号
債務者　大内　　純
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第４８９号
神奈川県伊勢原市板戸350番地の１　パルメゾンＹＧＭ205号、前住所横浜市戸塚区平戸１丁目13番24―508号
債務者　小川　真一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５０５号
神奈川県秦野市戸川499番地　ハイツサンシャイン101号、前住所神奈川県秦野市菖蒲973番地の15
債務者　露木　春美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２３号
神奈川県厚木市温水2218―６　本厚木第２―203号室、住民票上の住所岩手県奥州市江刺区大通り１番27号　カーサ大通り102号室
債務者　岩角　徳美（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２６号
神奈川県厚木市妻田東２丁目２番21号　二見ハイツ105
債務者　川西　恭代
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２９号
愛知県江南市上奈良町錦36番地　ウッドコア１棟102号
債務者　關口　輝夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３８号
愛知県岩倉市大地新町３丁目48番地　松本ビル203号
債務者　箕浦　正子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４３号
愛知県一宮市木曽川町黒田十ノ通り94番地　メゾン小島102号
債務者　伊藤　　勝
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３５７号
愛知県一宮市富士３丁目３番８号　カインドネス一宮102号
債務者　酒井　春男
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５８号
京都府亀岡市東別院町鎌倉見立24―165、住民票上の住所大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―208号
債務者　小川　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第６１号
京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑22番地Ａ　ＳＴＥＣＩＯ千代川202
債務者　加藤　竜範
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２４年（フ）第６０７号
大阪府泉大津市豊中町３丁目14番30―202号、前住所大阪府東大阪市西堤楠町３丁目２番３号
債務者　岩瀬　泰司
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
大阪府和泉市王子町1120番地の123
債務者　野邑　　準
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係